

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東北地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

東北（福島）厚生年金 事案 3312

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の株式会社Aにおける申立期間①の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額を 36 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 5 年 11 月 1 日から 7 年 9 月 1 日まで
② 平成 10 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで

申立期間①について、株式会社A（本店所在地は、B県C市）D事業所に勤務した。国の記録では、厚生年金保険の標準報酬月額が 20 万円となっているが、給与支給明細書によれば、当該月額が 36 万円に相当する厚生年金保険料が控除されているので、当該月額を実際の保険料控除額に応じた額に訂正してほしい。

申立期間②について、株式会社E（本店所在地は、F県G町）における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が平成 10 年 6 月 30 日となっているが、同日以降も同社に勤務しており、給与支給明細書によれば、厚生年金保険料が控除されているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間①の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する 36 万円と記録されていたところ、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 7 年 9 月 1 日）の後の平成 7 年 11 月 16 日付けで、5 年 11 月 1 日に遡及して 20 万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人から提出された給与支給明細書により、申立人は申立期間①において訂正前の標準報酬月額（36 万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人は、申立期間①当時、株式会社AのD事業所の所長として勤務しており、社会保険事務には携わっていないとしているところ、同僚は、社会保険事務は事業主が関与していた旨述べていることから、申立人は、社会保険事務に関する権限を有しておらず、当該標準報酬月額に係る遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所がかかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間①において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た 36 万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人が所持する給与支給明細書、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間②において株式会社Eに継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録では、株式会社Eは平成10年6月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立人の申立期間②の厚生年金保険の被保険者資格喪失日が遡及して訂正されるなどの不自然な点は認められない。

また、株式会社Eに係る商業登記簿によれば、申立人は、申立期間②において同社の取締役であったことが確認できる。

さらに、申立期間②において、申立人と同じく株式会社Eの取締役であり同社のH事業所に勤務していた者は、「申立人は、株式会社EのH事業所長として従業員の厚生年金保険の届出事務に関与していた。平成10年6月30日に同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった際には、申立人が従業員に対し、同社が厚生年金保険料を負担できなくなったので国民年金に加入するよう説明した。」旨述べている。

加えて、申立人と同じく平成10年6月30日に株式会社Eにおける厚生年金保険の被保険者資格を喪失した5人に照会したところ、回答があった2人は、申立人は、申立期間②において従業員の給与関係事務に関与していた旨回答している上、うち1人は、「平成10年6月30日に株式会社Eが厚生年金保険の適用事業所でなくなった際には、申立人が従業員に対し、G町役場に提出する書類を配って、同社が厚生年金保険料を負担できなくなったので国民年金に加入するよう説明した。」旨述べていることから、申立人は、申立期間②における自らの被保険者資格の喪失の届出について全く関与せず、承知していなかったとは考え難い。

なお、オンライン記録によると、申立人は、株式会社Eにおける厚生年金保険被保険者資格喪失日（平成10年6月30日）と同日に国民年金に加入し、当該期間に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる。

ところで、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の

特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録の訂正が認められるか否かを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらのことから、申立期間②当時、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間②については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

東北（岩手）厚生年金 事案 3313

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和45年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月10日から同年5月1日まで

私は、昭和45年1月にA株式会社に入社し、同社における研修が終了した後、関連会社であるB株式会社に異動となり、継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の元総務課長代理及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立てに係る関連会社に継続して勤務し（A株式会社からB株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については不明であるものの、A株式会社の元総務課長代理及び複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間においてB株式会社に勤務していたことが推認できることから、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和45年5月1日であることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格は、本来、同日までA株式会社において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の被保険者資格喪失時（昭和45年4月10日）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A株式会社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の同社における資格喪失年月日が昭和45年4月10日と記載されていることが確認できることから、事業主は同日を申立人の同社における資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（岩手）厚生年金 事案 3314

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和45年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月10日から同年5月1日まで

私は、昭和45年1月にA株式会社に入社し、同社における研修が終了した後、関連会社であるB株式会社に異動となり、継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の元総務課長代理及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立てに係る関連会社に継続して勤務し（A株式会社からB株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については不明であるものの、A株式会社の元総務課長代理及び複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間においてB株式会社に勤務していたことが推認できることから、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和45年5月1日であることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格は、本来、同日までA株式会社において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の被保険者資格喪失時（昭和45年4月10日）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A株式会社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の同社における資格喪失年月日が昭和45年4月10日と記載されていることが確認できることから、事業主は同日を申立人の同社における資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（岩手）厚生年金 事案 3315

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和45年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月10日から同年5月1日まで

私は、昭和45年2月にA株式会社に入社し、同社における研修が終了した後、関連会社であるB株式会社に異動となり、継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の元総務課長代理及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立てに係る関連会社に継続して勤務し（A株式会社からB株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については不明であるものの、A株式会社の元総務課長代理及び複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間においてB株式会社に勤務していたことが推認できるところ、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和45年5月1日であることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格は、本来、同日までA株式会社において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の被保険者資格喪失時（昭和45年4月10日）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A株式会社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の同社における資格喪失年月日が昭和45年4月10日と記載されていることが確認できることから、事業主は同日を申立人の同社における資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から61年10月までの期間及び62年3月の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から61年10月まで
② 昭和62年3月

私は、A市で国民年金付加保険料の納付の申出を行い、申立期間に係る付加保険料を含めた国民年金保険料を同市発行の納付書により銀行又は同市の支所で納付していたが、国の記録では定額保険料のみが納付済みとされ、付加保険料は未納とされている。

申立期間を国民年金付加保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立期間①直前の期間は付加保険料を含めた国民年金保険料の納付済期間となっているものの、昭和49年度収納記録欄には「定額」と記載されていることが確認できる上、同被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）のいずれにおいても申立期間①は定額保険料のみの納付済期間とされており、付加保険料が納付された形跡は見当たらない。

また、前述の被保険者名簿の備考欄には、「61.11.17 附加加入届出」及び「社保照会の結果 ㊦ 加入の事実なし」と記載されていることが確認できることから、A市は、申立人から付加保険料を納付する申出が行われた昭和61年11月時点において、申立期間①については、申立人を付加保険料の納付対象者として管理していなかったことがうかがわれる。

さらに、申立期間①当時、A市においては、定額保険料と付加保険料を合算した金額の納付書を発行していたことが確認できることから、定額保険料と付加保険料を一緒に納付していながら、定額保険料については納付

済みとなり、付加保険料については未納となることは考えにくい。

加えて、申立期間①は 12 年 7 か月に及び、これだけの長期間の事務処理を行政が続けて誤るとは考えにくい。

申立期間②について、オンライン記録によれば、申立期間②に係る定額保険料は過年度納付されたことが確認できるところ、付加保険料は、制度上、納期限を経過した後に遡って納付することができないことから、申立期間②の定額保険料を過年度納付した時点において、申立期間②の付加保険料を納付することはできない。

また、申立人が申立期間①及び②の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（福島）厚生年金 事案 3311

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 10 月 1 日から 34 年 5 月 10 日まで
② 昭和 38 年 8 月 10 日から 39 年 10 月 20 日まで
③ 昭和 39 年 11 月 1 日から 43 年 3 月 20 日まで

国の記録では、株式会社Aを退職した後に、申立期間に係る脱退手当金を受給したことになっている。しかし、私は、退職の際、会社から脱退手当金の制度について説明を受けたことは無く、同制度について知らなかったので、脱退手当金を受給していない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票には、脱退手当金が支給されたことをうかがわせる「脱」の表示が確認できるとともに、申立期間に係る脱退手当金は、その計算の基礎とされる厚生年金保険被保険者期間に漏れは無い上、計算上の誤りは無く法定支給額と一致しているほか、株式会社Aに係る厚生年金保険被保険者資格を喪失してから約2か月後の昭和43年5月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。